

設計図書の閲覧等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、伊達市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事及び工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）の入札参加希望者に公表する工事等に係る仕様書、図面及び金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書」という。）の閲覧に関する取扱いについて定めるものとする。

(設計図書の閲覧等の方法)

第2条 一般競争入札により工事等が発注する場合は、公告日から入札日の前日までの間において、当該工事等に係る設計図書の閲覧等を行うものとし、発注者は、閲覧等の場所及び日時を定め、あらかじめ入札参加希望者に周知するものとする。

2 指名競争入札により工事等が発注する場合は、発注日から入札日の前日までの間において、当該工事等に係る設計図書の閲覧等を行うものとし、発注者は、閲覧等の場所及び日時を定め、あらかじめ入札参加者に周知するものとする。

3 設計図書の閲覧は、伊達市のホームページからダウンロードすることにより行うものとする。

4 設計図書の閲覧等が制限されている場合、設計図書の閲覧等を希望する者は、設計図書電子閲覧用パスワード照会申請書（様式1）を提出し、発注者は設計図書の管理などについて指示した上で、設計図書電子閲覧用パスワード照会回答書（様式2）を交付するものとする。

5 ホームページに設計図書を掲載できない場合は、発注担当課等において閲覧に供するものとする。

(留意事項)

第3条 入札参加希望者は入手した設計図書を当該工事等以外の用途に使用することについては、原則不可とする。

2 入手した設計図書及びパスワードを当該入札に係る他の電子閲覧の対象者を含む第三者に譲渡、提供、貸借、閲覧に供することは不可とする。ただし、共同企業体の構成員間における場合を除く。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第2条第4項の規定については、平成31年4月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

伊達市長 様

設計図書電子閲覧用パスワード照会申請書

住所

氏名

メールアドレス

下記の期間における設計図書を電子閲覧するため、パスワードの照会を申請します。

期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(様式2)

平成 年 月 日

伊達市長 様

随時設計図書電子閲覧用パスワード照会申請書

住所

氏名

メールアドレス

下記の工事等における設計図書を電子閲覧するため、パスワードの照会を申請します。

入札番号

件 名

(様式3)

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇御中

設計図書電子閲覧用パスワード照会回答書

下記の期間における設計図書のパスワードを回答致します。

期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

パスワード ()

【注意事項】

伊達市設計図書の閲覧等に関する取扱要領第6条に規定するとおり、パスワード及びダウンロードした設計図書については第三者に譲渡等しないこと。

(様式4)

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇御中

随時設計図書電子閲覧用パスワード照会回答書

下記の工事等における設計図書のパスワードを回答致します。

入札番号

件 名

パスワード ()

【注意事項】

伊達市設計図書の閲覧等に関する取扱要領第6条に規定するとおり、パスワード及びダウンロードした設計図書については第三者に譲渡等しないこと。